

1. はじめに

1) 断代史の誕生

代表的な歴史書として、正史（二十四史）の最初に数えられているのは、司馬遷『史記』

最初に「本紀」を設けて、主な支配者を年代順に記録

巻一 五帝本紀、巻二 夏本紀、巻三 殷本紀、巻四 周本紀、巻五 秦本紀、
巻六 秦始皇本紀、巻七 項羽本紀、巻八 高祖本紀、巻九 呂太后本紀、巻十 孝文本紀

「特定の始祖を持つ統一王朝が、交代で天下を支配する」という中国王朝史ではない
「五帝本紀」はいわゆる神話、「秦本紀」は周代の地方政権（始皇帝の祖先）、
「項羽本紀」は過渡期的支配者、「呂太后本紀」は漢王朝を危機に陥れた外戚の記録

二番目に数えられているのは、班固『漢書』

前漢皇帝の外戚である王莽によって締め括られた王朝の歴史をまとめたもの

巻一 高帝紀、巻二 恵帝紀、巻三 高后紀、巻四 文帝紀……、巻十二 平帝紀

高帝（高祖）劉邦の子孫が皇帝となり、統一王朝として、天下を支配した歴史の記録
原則として、皇帝一代を「本紀」一卷にあてる

『漢書』以降、特定の王朝（時代）を主題とした歴史書が作られ、「断代史」と呼ばれる

2) 断代史の苦悩

「前王朝が支配力を失うや否や、次王朝が支配力を得る」という事実があれば、断代は容易
しかし実態は、支配力は段階的・漸進的に移行する → 起点と終点の問題

歴代皇帝が寿命と子に恵まれ、「老年の父が崩御し、成年の子に直系相続」ならば、形式が整う
本紀一卷分は、二十年から四十年を記録し、長さが揃う

しかし実態は、皇帝ごとに治世の年数が異なり、相続には争点が多い → 巻構成の問題

『晋書』は、初代皇帝の武帝（司馬炎）の子孫が皇帝となり、天下を支配した歴史の記録？

巻一 宣帝紀、巻二 景帝紀・文帝紀、巻三 武帝紀、巻四 恵帝紀、巻五 懷帝・愍帝紀
巻六 元帝紀・明帝紀…

- ・武帝は初代皇帝であるが、巻三と遅い
- ・巻一 宣帝紀、巻二 景帝紀・文帝紀は、皇帝の記録ではない
- ・景帝（司馬師）・文帝（司馬昭）は兄弟であり、一卷に二人が入っている
- ・元帝（司馬睿）は、宣帝の子孫であるが、武帝の子孫ではなく、天下を支配していない

ともに断代史である『三国志』と『晋書』は、繋ぎあわせの苦悩を共有している

反面、同一時期を、別の史書の本紀（年代記）が載せているため、正確性を比較検討できる
成立時期が遅い『晋書』の編纂時、『三国志』を参照したことは確実に思われるが、
果たして『晋書』と『三国志』は、どのような齟齬があるか（もしくは齟齬がないか）検討したい

2. 文欽・毌丘儉の乱を例として

1) 『三国志』三少帝紀という不体裁

- ・『三国志』は、巻一に武帝紀（皇帝ではない曹操の年代記）を置いている
- ・巻二 文帝紀（魏王を一年、皇帝を六年半）、巻三 明帝紀（皇帝を十一年ほど）は、
「辛うじて、格好がつく」分量と内容を確保
※武帝紀は「太祖武皇帝」と始まるが、文帝紀は「文皇帝」（「高祖文皇帝」に作らず）、
明帝紀は「明皇帝」（「烈祖明皇帝」に作らず）に始まり、実績不足を暗示するという解釈も

- ・巻四は、三代皇帝～五代皇帝までセットで、「三少帝」と総称するが、皇帝として扱われず
齊王紀（曹芳は、皇帝諡号なし）、高貴郷公紀（曹髦も、皇帝諡号なし）、
陳留王紀（元帝という諡号があるが、陳寿の文は、「陳留王は、諱を奐」に作る）

- ・曹芳は帝位の継承資格を「なかったこと」にされ、曹髦は弑殺の事実を「隠蔽」され、
曹奐は人格の描写・逸話がなく、実質的に傀儡 → 『三国志』が成立した晋代の政治的事情
- ・三少帝紀が扱う、景初三（二三九）年～咸熙二（二六五）年は、
司馬氏が権力を掌握する、魏晋革命の「準備期間」であり、『晋書』本紀と記述対象が重複

2) 『三国志』三少帝紀_正元二年正月

史料のなかで、日付は、十干十二支（干支）で表記される

干支に（半角数字）を付して、六十種の序数のなかの順番を示す

干支は循環し、(61)は(01)に戻すべきであるが、便宜のため(61)以上の数字も使用した

『三国志』巻四 高貴郷公紀より

陳垣『二十史朔閏表』によると、正元二（二五五）年春正月は、甲寅(51)朔

同じく閏正月は、甲申(81)朔。二月は、癸丑(110)朔 ※この年は閏正月がある

- （正元）二年春正月乙丑(62)、鎮東將軍の毌丘儉・揚州刺史の文欽 反す。
- 戊戌(95)、大將軍の司馬景王 之を征す。
- 癸未(80)、車騎將軍の郭淮 薨ず。
- 閏月己亥(96)、欽を樂嘉に于いて破る。欽 遁走して遂に呉に奔る。

にとって意味のあることとして、『晋書』に積極的に載録されたのであろうか。同一時期を記述対象として本紀を設けている『三国志』と『晋書』には、このような差異がある。

『晋書』景帝紀は、正月の天体現象に繋いで、毋丘儉・文欽の反乱の記事を置き、彼らが「二月」に淮水を渡ったとしている。

中華書局版の『晋書』は、校勘（テキストの比較検討）にて、『三国志』高貴郷公紀は、閏正月己亥（十六日）、文欽を楽嘉で破ったとあることから、文欽の反乱は二月より前であり、『晋書』景帝紀が、「二月」に繋ぐのは誤りであると指摘している。

中華書局版の校勘は、傍証として、『三国志』卷二十八 毋丘儉伝 注引『欽与郭淮書』（文欽が郭淮に与えた書）に、「小人 閏月十六日を以て別れて兵を進む（小人以閏月十六日別進兵）」とあることを挙げて、文欽が兵を起こしたのは、二月より前としている。

遅れて成立した『晋書』の本紀のほうが、信頼性が低いようである。

字の順序だけを見れば、反乱の文は「二月」より前に置かれており、一概に誤りとは確定されないであろう。しかし、「二月」より前に平定されたという事実を加味すれば、これを誤りとせざるを得ない。自然言語による編年表現には限界があることは、つねに留意したい。

『晋書』は、甲申(141)、司馬師が灑橋に駐屯したとし、『三国志』にない情報である。『三国志』本紀に載せるべき情報ではないが（魏王朝の国家的事件、魏帝の行動でない）、『晋書』本紀が載録しており（司馬師の行動）、事実を詳しく知るためには『晋書』が有益である。

『晋書』景帝紀は、「二月」の後に置いているため、二月の日付として扱われていると理解するのが自然である。二月は癸丑(110)朔なので、甲申(141)は、二月三十二日（三月二日？）となってしまう、二月に収まらない。処置が必要である。

中華書局版は、甲申という干支を維持したまま、(141)でなく(81)と理解し、閏正月一日とする。同じ干支は六十日に一度現れるが、閏正月のうちに平定が決着しているという事実に基づいて、三月二日という仮説を棄却している。

『三国志集解』に引く沈家本は、『三国志』と『晋書』を踏まえ、事実を再構成している。

- ・正月乙丑(62)十二日、毋丘儉・文欽が反乱
- ・正月戊寅(75)二十五日、司馬師が征伐を開始（反乱から征伐開始まで十四日）
- ・閏正月甲申(81)一日、司馬師が灑橋に駐屯（征伐開始から七日で到達）
- ・閏正月己亥(96)十六日、文欽が敗走

沈家本は、何焯の説のように征伐開始を戊辰（正月十五日）とすれば、討伐開始から灑橋駐屯まで十七日もかかっており、「倍道兼行」という文と整合しないとする。

以上、同一時期を記録した「本紀」が複数ある場合、記事の不整合により混乱が誘われる反面、比較検討によって、より詳しく事実を知り得るという利点も存在する。（了）

乙丑(62)は、正月十二日で疑義なし。戊午(95)は、後に検討。

癸未(80)は、正月三十日で、疑義なし。文欽が敗走した己亥(96)は、閏月十六日で疑義なし。

戊戌(95)は、正月に収まらない。干支が正しいとすると、正月四十五日？となる。

『資治通鑑』は戊午(55)に作り、正月五日として、正月に収めている。しかし、乙丑（十二日）に毋丘儉が反乱する前に、戊午（五日）に司馬師が討伐しては、時系列が逆転する。前に反乱、後に討伐という順序でなければならない。「戊」一字のみを保ち、整合性を取るだけでは、充分でない。

ちくま訳『正史 三国志』は、司馬師の討伐を戊寅(75)とし、出典が分からないが、これならば、正月二十五日となるため、正月に収まる。反乱、討伐という順序も崩れない。出典とする版本が確認できるのであれば、戊寅(75)にテキストを変更するのが望ましいが、恣意的変更は許されない。

『三国志集解』に引く何焯の説によると、乙丑(62)と癸未(80)のあいだに、戊戌(95)はないから、戊辰(65)に作り、正月十五日とすべきという。だが、「戊」一字を残しただけの臆断である。

『三国志集解』に引く沈家本の説によると、毋丘儉が起兵した乙丑(62)（正月十二日）以後、淮南から許都に連絡が入ってから、討伐を始めたはずである。司馬師が討伐を開始したのが、戊辰(65)とすれば、起兵（正月十二日）からたった四日後（正月十五日）であり、それほど早くは対応できないため、何焯の説（「戊戌」を「戊辰」に改めるべき）を退けている。

3) 『晋書』景帝紀_正元二年

（正元）二年春正月、彗星の吳楚の分に見るる有り、西北のかた天を竟る（埋め尽くす）。

鎮東大將軍の毋丘儉・揚州刺史の文欽 兵を挙げて乱を作り、二月、儉・欽 衆六萬を帥ゐて、淮を渡りて西す。帝 公卿と会して征討の計を謀る。……戊午(55)、帝 中軍の歩騎十餘萬を統べて以て之を征す。倍道兼行し、三方の兵を召し、大いに陳許の郊に于いて会す。

甲申(141)、灑橋に次るや、儉の將たる史招・李統 相 次いで来降す。……

本題から逸れるが、正月の彗星出現は、『三国志』本紀に見えず、『晋書』本紀だけに見える。天体異常は、本紀が載録すべき事項であって、『三国志』の不備が疑われる。

『晋書』卷十三 天文志下に、以下の記述がある。

高貴郷公の正元……二年正月、彗星の吳楚の分に見るる有り、西北のかた天を竟る。鎮東大將軍の毋丘儉等 淮南に抛りて叛き、景帝 討ちて之を平らぐ。占を案ずるに、「蚩尤の旗 見はれ、王者 四方を征伐す」と。自後 又 淮南を征し、西のかた巴蜀を平らぐ。

魏王朝にとって意味がない（または不都合な）現象として、『三国志』が黙過し、晋王朝の成立史